

## ○尾道市物品購入等競争入札参加資格審査規程

昭和55年4月1日  
訓令第4号  
注 平成18年12月から改正経過を注記した。

### (目的)

第1条 この規程は、尾道市契約規則(昭和39年規則第28号)第22条第2項及び第38条第2項の規定に基づき、本市が発注する物品製造の請負、買入れ等、処分、業務の委託(建設関連業務を除く。)及び賃貸借の競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格要件等について必要な事項を定め、公正かつ適正な資格審査を行うことを目的とする。

(平19訓令22・令3訓令5・一部改正)

### (申請書の提出)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、所定の様式による物品購入等競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を別に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかつた者は、毎年市長が別に定める期間内に提出することができる。

2 市長は、申請書の提出を原則として3年ごとに行わせるものとする。

3 申請書には、次に掲げる書類又は電磁的記録を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては身分証明書
- (2) 法人にあっては財務諸表、個人にあっては前年の収支計算書又は青色申告決算書
- (3) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (4) 市内に本店、支店又は営業所を置く者にあっては、市税の完納証明書
- (5) その他特に指定したもの

4 市長は、申請書の提出に代えて、電子申請(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「システム」という。)を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。)を行わせることができる。この場合において、前項に掲げる書類は、システムで定める様式により作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録せるものとする。

(平18訓令23・平20訓令10・令元訓令3・令2訓令7・令3訓令5・令5訓令8・一部改正)

### (審査委員会)

第3条 市長は、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に対する競争入札参加資格の審査を行うため、競争入札参加者資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(令元訓令3・一部改正)

### (審査委員会の組織)

第4条 審査委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 副市長  
企画財政部長 財政課長  
契約課長  
教育委員会庶務課長  
土木課長  
農林水産課長  
病院事業局尾道市立市民病院経営企画課長  
上下水道局経営総務課長  
因島総合支所市民生活課長  
瀬戸田支所住民福祉課長

2 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、副市長の職にある者をもって充て、副委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。

(平19訓令16・平19訓令22・平20訓令10・平24訓令12・平29訓令4・平31訓令4・令2訓令5・令4訓令3・一部改正)

### (委員長・副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集し、自らその議長となる。

2 審査委員会は、3年に1回定期の会議を開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に会議を開くことができる。

- 3 審査委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、特に緊急を要する場合又は追加申請の審査を行う場合にあっては、持回りの審査により審査委員会の会議に代えることができる。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査委員会は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

(平19訓令22・平22訓令17・令2訓令7・一部改正)

(資格審査)

第7条 審査委員会は、申請者に係る必要な適格審査を行い、適格又は不適格を決定する。

(適格審査)

第8条 審査委員会は、申請書及び添付書類等に基づき業者としての適格性を審査するものとする。ただし、市内業者の適格審査については別に定めるところによる。

2 過去3年以内において、次の各号のいずれかに該当する行為をなした者は、不適格者とすることができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の納入を遅らせ又は工事用材料の品質若しくは数量に関し、不正の行為をなした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 物品等の検収に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 前項各号に掲げる者のほか経営状況が著しく不健全であると認められる者又は競争入札に参加する資格を有する者として不適当な行為があった者は、不適格者とすることができる。

(平22訓令17・一部改正)

(資格の通知)

第9条 市長は、資格の認定について申請者から請求があったときは、資格決定の通知をしなければならない。

(資格の有効期間)

第10条 資格の有効期間については、市長が別に定める。

(令3訓令5・全改)

(資格の停止又は取消し)

第11条 競争入札に参加する資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員会の議を経て一定期間資格を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当するとき。
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する者に該当したとき。
- (3) 虚偽の申請等により資格を有したとき。
- (4) その他市長が競争入札に参加する資格を有する者として不適当であると認めるとき。

(平22訓令17・令元訓令3・一部改正)

(資格審査の省略)

第12条 尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程(昭和53年訓令第7号)による審査を経て建設工事等の競争入札の参加者の資格を有すると決定された者は、この規程による審査を経て業者として適格であると決定された者とみなす。

(平25訓令9・一部改正)

(庶務)

第13条 審査委員会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(平19訓令16・平23訓令12・平25訓令9・平29訓令4・一部改正)

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、市長が定める。

(平25訓令9・全改)

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、昭和55年3月において申請書を既に提出している者については、この規程に基づく申請を行ったものとみなす。

付 則(昭和58年1月17日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年4月1日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成5年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年12月1日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月15日訓令第10号)

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

付 則(平成10年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年7月17日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月20日訓令第23号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

付 則(平成19年7月20日訓令第16号)

この訓令は、平成19年7月20日から施行する。

付 則(平成19年10月24日訓令第22号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

付 則(平成20年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年6月18日訓令第17号)

この訓令は、平成22年6月18日から施行する。

付 則(平成23年4月1日訓令第12号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日訓令第12号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年8月1日訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

付 則(令和2年4月1日訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年9月11日訓令第7号)

この訓令は、令和2年9月11日から施行する。

付 則(令和3年10月15日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年10月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の尾道市物品購入等競争入札参加資格審査規程の規定は、令和4年4月1日以降を始期とする資格の

認定について適用し、同日前を始期とする資格の認定については、なお従前の例による。

付 則(令和4年3月29日訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年3月31日訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月3日から施行する。